


承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年6月4日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由


つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

承認第3号-2

つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画税条例（平成18年つくばみらい市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のつくばみらい市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

つくばみらい市都市計画税条例(平成18年つくばみらい市条例第42号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項, 第13項, <u>第18項, 第19項, 第21項から第25項まで</u>, 第27項, <u>第28項, 第32項, 第36項, 第40項, 第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項, 第13項, 第17項, 第18項, <u>第20項から第24項まで, 第26項, 第27項, 第31項, 第35項, 第39項, 第42項, 第43項, 第44項若しくは第47項</u>, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>